

答申 情第62号

平成31年1月18日

相模原市教育委員会教育長 野村 謙一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成30年2月5日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月15日付け教人第6号により相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「相模原市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「事故報告書（平成24年12月20日）」及び「別添資料【本件の経過】」の文書を公開請求に係る公文書と特定し、このうち、組名・職員名・職員番号・年齢・生年月日・児童名・児童の行動内容・児童の心身に関する情報・保護者人数・職種名・保護者の要望内容は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるため、又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるためとして、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成29年9月15日付けで審査請求人に公文書公開（一部公開）決定を行った。
- (3) 平成29年10月20日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成30年2月5日付けで、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、変更するとの決定を求めるものである。

(2) 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

ア 今回一部開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例及び関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件）等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

イ 保護者の人数、児童の行動内容・児童の心身に関する情報・保護者の要望は、保護者や児童生徒といった特定個人を識別することができる情報ではないため、条例第7条第1号前段に該当せず、公開すべきである。

職員名・職員番号・職種名・職員の年齢についても、これらから保護者や児童生徒といった特定個人を識別することができる情報ではないため、条例第7条第1号前段に該当せず、公開すべきである。

ウ 保護者の要望は、児童生徒にとって、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」だとするが、そのような司法判断は一件もなく、この程度の情報が本段該当だとするなら、体罰事故情報が全面非公開ともされかねず不当きわまりない。

児童の心身に関する情報については、それが高度なセンシティブ情報であるかどうかによって判断すべきである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関が本件申立文書を一部公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 児童名・組名・保護者人数・児童の行動内容・児童の心身に関する情報・保護者の要望内容については、児童及び保護者に関する情報であり、また職員の年齢・生年月日については、職員個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号前段に該当するため非公開とした。

また、職員名・職員番号・職種名については、公務員の職務遂行に関する情報であるため、この点においては条例第7条第1号ウに該当するものであるが、これらを公にすることにより、当該公務員ではない特定の児童を識別することができる、又は他の情報と照合することにより、特定の児童を識別することができるため、非公開とした。

(2) 児童の心身に関する情報については、特定の児童を識別することは認められない場合にあっても、公にすることにより、なお児童の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号後段に該当するため非公開とした。

また、保護者の要望内容についても、特定の児童及び保護者を識別することができるとは認められない場合にあっても、公にすることにより、なお児童及び保護者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号後段に該当するため、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「事故報告書(平成24年12月20日)」及び「別添資料【本件の経過】」である。

(2) 争点となる非公開情報について

実施機関が本件申立文書において、非公開とした情報のうち、審査請求人が非公開は妥当とした児童名を除くと、その内容により、次のとおり、職員に関する情報と児童・保護者に関する情報に分けることができる。

ア 職員に関する情報

職員名、職員番号、職種名、職員の年齢、職員の生年月日

イ 児童・保護者に関する情報

組名、保護者人数、児童の行動内容、児童の心身に関する情報、保護者の要望内容

これらの情報について、当審査会が本件申立文書を見分した結果を踏まえ、非公開決定の妥当性を検討した。

(3) 条例第7条第1号について

ア 趣旨及び解釈

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されうるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めたものである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨である。

イ 公務員の職務遂行情報について

同号ただし書ウは、「公務員等(中略)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に関する情報」には当たらないものである。

(4) 条例第7条第1号の該当性について

職員に関する情報及び児童・保護者に関する情報について、条例第7条第1号の該当性を検討する。

ア 職員名、職員番号、職種名、職員の年齢、職員の生年月日

職員名、職員番号、職種名について、実施機関は、公務員の職務遂行に関する情報であり条例第7条第1号ウに該当するが、他の情報と照合することにより、特定の児童を識別できると主張している。

確かに、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」には、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含むが、照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報と解するのが相当であると考えられる。実施機関は、これらの情報を公にすることにより当該学校関係者や保護者等が特定の児童を識別することが可能であると主張するが、このような特定の人でなければ知り得ない情報をもって個人を識別できると主張することは条例の規定を広く解釈したものであり、条例第7条第1号に該当せず、公開すべきである。

また、職員の年齢及び生年月日について実施機関は、職員個人に関する情報であると主張している。

確かに、職員の年齢は職員個人の情報と考えることもできるが、体罰事故においては、教員として当然に求められる社会的責任、具体的には指導力の程度と密接に関連する重要な情報であり、職務遂行の内容に係る情報と考えられるため公開すべきである。他方、職員の生年月日は、実施機関の主張するとおり職員個人の情報であり、条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

イ 組名、保護者人数、児童の行動内容、児童の心身に関する情報、保護者の要望内容

当該情報について、実施機関は、児童及び保護者に関する情報であり、公にすることにより特定の個人を識別することができる、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると主張している。

しかしながら、照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報と解するのが相当であり、当該学校関係者や保護者等の特定の人でなければ知り得ない情報をもって個人を識別できると主張することは条例の規定を広く解釈したものであり、条例第7条第1号に該当せず、組名及び保護者人数については、他の情報と照合しても、特定の個人を識別できるとはいえず、公開すべきである。

また、児童の行動内容、児童の心身に関する情報、保護者の要望内容について、実施機関は、特定の個人を識別できるとは認められない場合にあっても、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。これらの非公開部分を当審査会が見分したところ、児童の行動内容に関する情報の非公開部分のうち、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない部分があった。このため、児童の行動内容に関する情報のうち、別表に記載した部分は公開すべきである。その余の部分は個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、非公開情報に該当する。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定について、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2月 5日	実施機関からの諮問
11月14日	審議 実施機関からの意見聴取
12月12日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州

別表

対象文書	公開すべき部分
事故報告書（平成24年12月20日）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名 ・職員番号 ・職員の年齢 ・組名 ・児童の行動内容 （3ページ目6行目18文字目から37文字目） （3ページ目9行目） ・保護者人数
別添資料【本件の経過】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名 ・職種名（10行目、29行目）